

社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

制定 平成 28 年 12 月 27 日

改正 令和 3 年 6 月 3 日

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第 7 条第 7 項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という)の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第 2 条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、外部委員3名、監事1名、事務局員1名の合計5名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第 4 条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

4 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(費用弁償)

第 5 条 委員がその職務のため、委員会に出席したときは、日額2,000円の費用を弁償する。

(招集)

第 6 条 委員会は、理事会の決議に基づき、本会会長が招集する。

(招集通知)

第 7 条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長の選任)

第 8 条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 前項の委員長は、委員会の議長となる。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第 9 条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、本会評議員選任規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第 10 条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第 11 条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第 12 条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第 13 条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 委員長は、議事録に署名する。

(補則)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正社会福祉法附則第 9 条に基づき、定款変更認可後、施行日までに、変更後の定款の定めに従い、評議員の選任を行う。

附 則

この細則は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。